

岩手県告示第 333 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、基本測量の実施（平成 19 年岩手県告示第 543 号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から通知があった。

平成 20 年 4 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也